

# 後期高齢者の方を対象に

## 平成20年度から

## 新しい医療制度が始まります。

後期高齢者医療制度についての質問にお答えします

※この広報は、国などが示す資料などに基づき説明していますので、今後変更されることもあります。

### Q

65歳以上75歳未満の方で、一定以上の障がいのある方も被保険者となることができますが、「一定以上の障がい」とは何ですか？

### A

現行の老人医療受給者と同じ基準となります。定められた障がいの状態は、具体的には、障害基礎年金の支給要件と同様の障がい状態に該当している方となります。身体障害者手帳をお持ちの方では、障がいの等級が「1級から3級」と「4級の一部」が該当します。65歳以上75歳未満の方の場合、後期高齢者医療制度への加入は選択することができます。新たに障害認定を受けて加入する場合は、申請手続きが必要となります。なお、既に一定以上の障がい要件により老人医療受給者となっている場合でも、後期高齢者医療制度への加入について選択することができます。選択する際には、鳥取県特別医療費助成制度の対象となるかどうか、健康保険料の額等の比較も必要ですので、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課に照会願います。

後期高齢者医療制度についてのお問い合わせは、

岩美町役場住民生活課 住民係

☎0857(73・1415

鳥取県後期高齢者医療広域連合

☎0858(32・1097

## 国民年金(第1号被保険者)の独自の給付について

国民年金には次の独自の給付があります。

### その1 付加年金

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、次の式で計算された額(年額)が老齢基礎年金に加算されます。

●年金額  $200円 \times \text{付加保険料納付済月数}$

(例) 10年納付の場合  $400円 \times 10年(120月) = 48,000円 \text{納付}$

よって年額上乗せは  $200円 \times 10年(120月) = 24,000円 / 年$

国民年金基金に加入される人は、付加保険料を納付することはできません。

### その2 死亡一時金

死亡月の前月まで国民年金被保険者としての保険料を36月以上納めた人が、年金を受けずに亡くなったとき、その遺族が遺族年金を受けられない場合に支給されます。

### その3 寡婦年金

国民年金被保険者として、保険料納付済期間と免除期間を合わせて25年以上ある夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、その妻(婚姻期間が10年以上)が60歳から65歳になるまでの間、受けられます。

●年金額 夫が受けるはずだった老齢基礎年金額(付加年金は除く)の4分の3の額

その2とその3について同時に受給権がある場合は、どちらか一方を選択していただくこととなります。

問い合わせ先

鳥取社会保険事務所  
岩美町役場住民生活課

☎27-8311

☎73-1415